

## 議案第21号

### 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例

幕別町水道事業給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第36条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第37条第3号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第7号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第9号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定により第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の幕別町水道事業給水条例第36条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。